

第 24 号 議 案

令 和 5 年 度

武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算書

(第 2 回)

令和5年度 武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度武雄市の国道34号用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年3月4日 提出

武雄市長 小松 政

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 国道34号用地先行取得事業費	1 国道34号用地先行取得事業費	国道34号用地先行取得事業	9240 ^万 4 千円